

全 仏



No. 386

1993. 3



京都で開かれた新年懇親会



財団
法人

全日本仏教会 JAPAN BUDDHIST FEDERATION

評議員会・理事会開催

事業計画、 予算案など承認



本会の理事会・評議員会が、去る1月28日午後2時から、京都グランドホテルで開催された。会議では、平成5年度の事業計画案や歳入歳出予算案等が審議され、緊急議題として「金峯山修験本宗本会加盟の承認を求める件」が上程され、本会への加盟が承認された。

評議員会

評議員会は議長に中村義英師、議事録署名人に北山宏明、梨本哲雄の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「理事及び監事の変更について承認を求める件」

議案第二号「平成5年度事業計画（案）について意見を求める件」

議案第三号「平成5年度歳入歳出予算（案）について意見を求める件」

議案第四号「ルンビニー園マヤ堂修復事業の今後の進め方について意見を求める件」

いずれも中村議長より上程、担当部長が説明、質疑応答の後、原案賛成の意見が表明された。

理事会

理事会は、議長に石上理事長、議事録署名人に上村正剛、江川辰三の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「常任理事の変更について承認を求める件」

議案第二号「平成5年度事業計画（案）について承認を求める件」

議案第三号「平成5年度歳入歳出予算（案）について承認を求める件」

いずれも石上議長より上程、担当部長が説明、質疑応答の後、原案通り承認された。

つづいて、ルンビニー園マヤ堂修復事業の現況についてのスライド放映があり、休憩の後、次の議案に入った。

議案第四号「ルンビニー園マヤ堂修復事業の今後の進め方について承認を求める件」

議案第五号「金峯山修験本宗本会加盟の承認を求める件」

両議案ともに石上議長より上程、担当部長が説明、質疑応答の後、原案の通り承認された。

議案に関する議事が終了した後、理事会・評議員会に共通する報告事項として、黒田英之福岡県仏教連合会会長が、第三十五回全日本仏教徒会議九州大会の報告と謝辞を行った。また、事務総局各部報告が、各担当部長から行われた。



祝辞を述べる奥田衆議院議員

山折哲雄氏が講演

理事会・評議員会終了後、午後四時半から、「日本仏教の可能性」をテーマに、国際日本文化研究センター教授・山折哲雄氏が講演を行った。山折氏は日本仏教の可能性について、平安仏教の評価はもとより、江戸時代を含む近世仏教の再評価に話がおよび、①宗派間の垣根を低くする、②山岳仏教の再考、③学問仏教からの脱却、の三つの課題を挙げられた。

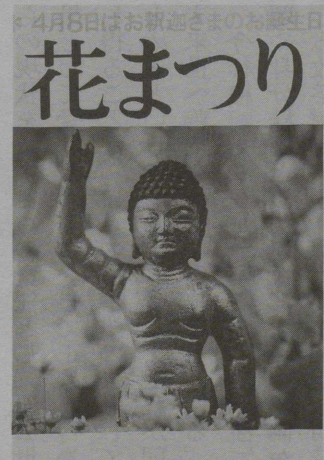
新年懇親会

午後六時から、同じ京都グランドホテルで会場に、恒例の新年懇談会が開催された。最初に山田恵諦会長が挨拶、来賓として出席した奥田幹生衆議院議員が祝辞を述べ、石上理事長の発声で乾杯、約百五十名の出席者によるなごやかな懇談がしばし続いた。



乾杯の発声をする石上理事長

花まつりポスター



花まつりのご利用下さい

花まつりの行事は年々盛大に行なわれていますが、さらに全国的に浸透せしめるため、全日本仏教会では写真のような統一したポスターを作成、広くご利用頂けるよう頒布しております。

明るい春の野に静かに立って、天と地をさすお釈迦さまの姿は、見る人の心に安らぎを与えることと思います。

下記の要領にて頒布いたしますので各県仏都市仏、各寺院、幼稚園、保育園などで広くご利用下さい。

- ◎サイズ 七五センチ×五二センチ
- ◎定価 一枚 百円
- ◎送料実費
- ◎申込先 東京都港区芝公園四一七 四 全日本仏教会

※送付に時間のかかることもあり、お早めにお申込み下さい。毎年ギリギリの申込みで四月八日に間に合わないことがありますので……。

第二十回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

石川 力山師(駒沢大学 教授)が発表

第二十回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、昨年十二月十八日午後一時から、曹洞宗宗務庁会議室で開催された。

駒沢大学教授・石川力山師が、「道元禅師と業論」をテーマに、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※
一、「業論」に関する宗門の「公式見解」について

「道元禅師と業論」、あるいは宗門における業論の基本的な理解ということに関し、この課題を宗門として真正面から突き付けられることになったのが、一九八四年に広島県内の曹洞宗寺院の一住職によって引き起こされた「家系図差別事件」である。その糾弾等を通して、「道元禅師の業観をどう見るか」、あるいは「道元禅師の人間観と部落解放」という課題に答えた形で出されたものが、業論に対する宗門の見解である。

今のところ宗門の見解はこれを出るものではなく、また今日の話もその要旨を出るものではない、従って、この報告書の要点を見る

ことにより、道元禅師の特に十二巻本『正法眼蔵』における業論を今日の視点から見直す立脚点にしておきたい。

(1) 仏教における業論には、仏教徒の生活と人生に最大の影響を与え、差別を生み出す大きな原因となった業論がある。すなわち、業の観念をもって、貧富や階級の上下、恵まれた環境の有無といった社会的な現象まで説明してきたという点で、ある意味では仏教の業論といえばこれが中心だった。

(2) もう一つの業論とは、客観的考察の果てに、今、ここに、事実としてある自己の状況を、主体的に把握する自己認識の問題である。自己のかかえる問題を「宗教的実存」の立場から、前向きに解決する道が開ける。そしてこの立場は、具体的な自己変革と社会にかかわる内的な力を生み出す契機になるものである。これを実存的業論と定義する。

(3) 道元禅師の業論について、部落問題に関連して禅師の人間観を見ることは、宗派の長い歴史において、これまで探求されることになかった新しい課題である。この問題の検討

にあたっては、鎌倉時代という現実の歴史・文化・社会に生きた禅師自身に、明らかな差別意識が全く無かったとはいいきれず、「宗祖無謬説」を前提にすることはできない。

(4) 『眼蔵』の「三時業」は主に、現世でつくった因が、いつ果を結ぶかという課題であるが、この中に宿業の考え方も出てくる。しかし、基本的には業果としての善は仏道修行の機会を持たれたことと関連して理解される。

つまり仏道修行の順現法受ということと理解されるのが、『眼蔵』の基本的な枠組である。

(5) 「三時業」の巻ではいずれのエピソードも現在をどう生きるか、すなわち現状をよく生きることによって、未来をよくせよという、いわば前向きの業論として語られている。

(6) 道元禅師は、客観的因果論というよりは、自らの現状をまず自らの責任とし、過去世の業果として受けとめる。そして正しい行為をなし得ることが、自らの宿善業の果として受けとめるというのである。そしてそれが同時に未来世へ善業を積むことになる。

(7) 今後検討すべき課題として、「殺生」の問題や身分秩序との関連など、現実の側からむしろ教学が規定され、差別に加担し助長してきた問題など、多く残されている。

二、『眼蔵』の諸編成本と十二巻本『眼蔵』
『正法眼蔵』には、道元禅師が存命中に、



石川 力山師

もしくはこれに近接する時代に編成巻目立がなされたテキストとして、七十五・六十・七十二・二十八の各巻本がある。中でも十二巻本は、禪師最晩年の説示を自ら編集されたものである。『眼蔵』の諸編成本の検討は、禪師の仏道体系の捉え方を探る目安になり、その意味から十二巻本は禪師の「業の体系」だといえる。

この十二巻本を重んずるとは、従来の「只管打座」「本証妙修」で語ってきた道元禪の特色を「般若尊重」「深信因果」で見直し、本覚思想を批判することである。因果を深く信ずるとは、業は消えることはないと自覚することであり、これは自己のいかなる行為に対しても責任を持つことである等の論の継承すべき諸点を踏まえ、最晩年の主張であることを前提にするなら、十二巻本は禪師自身の生涯の総括で、出家の道を選び歩み続けて間違いない趣旨に貫かれている。つ

まり、禪師が言う業・因果とは、まさしくこの生々世々にわたる仏道修行の業・因果以外にあり得なかった。

三、十二巻本『眼蔵』の『涅槃經』引用

『眼蔵』には多くの経論書が引用されているが、十二巻本特有の引用は『涅槃經』である。『涅槃經』による被救済者の人間的原点の把握は、鎌倉仏教の一種の流行現象であるが、禪師の『涅槃經』引用は、あくまでも十二巻本全体の趣旨、つまり出家・修行を因として、成仏・得道の果を期することを徹底させるための経証であり、『涅槃經』が本来意図した仏性・如来蔵説の主張は全く敷衍されていない。

四、『涅槃經』の「一闍提」「旃陀羅」の社会的位相と『眼蔵』について

ここで提供したい一つの問題は、『涅槃經』における「一闍提」とは、社会象徴という「旃陀羅」の存在を、教学的に「一闍提」として用いるのではないかということである。

この「一闍提＝旃陀羅」説の根拠は、肉食と殺生の全面禁止ということと連動している。肉食の全面禁止は、律の解釈における大乘仏教の結論で、律では本来、波羅夷罪は「殺人」、肉食も「人肉」等の例外を除いて許容される。しかし、ある時期、一切の肉食と殺生が禁止され、これが現実の社会において、

常に殺生・肉食を業としている「旃陀羅」であるとされ、加えてその属性を「一闍提」という教学のことで語られるようになった。

しかし、道元禪師が捉えた「一闍提」には、『涅槃經』でいうような種姓や属性、あるいは社会的脈絡における意味は含まれていないと見られる。

五、『正法眼蔵』「三時業」と業論に関する見通し

十二巻本の中でも特に重要な「三時業」の巻は、全体をほぼ有部の論書である『大毘婆沙論』の引用で構成し、これにコメントをつけるという形で展開する。

ここに「旃陀羅行」として、払拭しきれない宿業説が出てくる。すなわち、「旃陀羅の行」とはインド的社会象徴の枠組で見れば、殺生を生業としているということになり、仏教的には悪業になる。従ってそのような視点を前提とし、社会象徴における様々な枠組を持つ「旃陀羅」ということは、差別語であることは明らかであり、譬えとしても使えないことばである。

業論の枠組として、過去世というものを前提としない、すなわち、今からだという業論が必要であろう。しかし、その業論にどのような宗教性を付与できるのかということはいくつかの課題である。

靖国神社をめぐる基本的諸問題について

神社本庁総務部長 落合偉洲

第二回信教の自由に関する委員会が、去る一月二十二日午後一時から、明照会館会議室で開かれた。委員会に参考人として出席された神社本庁総務部長・落合偉洲氏は、「靖国神社をめぐる基本的諸問題について」と題して、要旨次のような見解を述べられた。

※ ※ ※

靖国神社の問題に関し、大部分の論議が、十分なる基礎知識、事実の確認ができていないで展開されている。

戦後になり、靖国神社を国家護持するといふ動きがあり、過去に何回か「国家護持法案」が提出され、廃案になって現在に至っている。それから国家の為になくなった人に対して、総理大臣以下各閣僚が靖国神社へ参拝をすべきではないかという意見がかなり強くなってきた。

この「国家護持法案」も内容については様々な問題、考え方があつた。すなわち、宗教的色彩を一切取り除き、鳥居も撤去して、全ての

人が参拝できるようにする等である。

公式参拝の運動は、神社本庁において今一番の主眼であるが、これに対して靖国神社の立場は、松平永芳靖国神社前宮司の著書である『靖国神社をより良く知るために』によれば、国家護持については反対である。つまり、政治家等がきて神社の伝統にしたがつて参拝するのは、それはそれで結構であるが、一国の総理が単なる敬意を表するとか、そういう政治的な意向で勝手に宗教色を薄めるということについては、まったく失礼千万であるといふのである。

総理の靖国神社公式参拝をはじめ、現在も政教関係の裁判が多数起きている。まず、なぜこんな裁判が起きているのかということが一つの大きな疑問である。私自身は単純に総理が靖国神社に参拝をすること自体が違憲だといふ感覚は持っていない。何人も信教の自由が保障されており、それが総理であろうと、ごく普通の人であろうと、参拝をするといふ

ことには問題がないと思う。

ただし、公人としての関わり方がどうなのかということが議論になる。靖国神社に対する参拝方法にはいくつかの形が考えられる。一つは自分達の信仰に基づいて参拝するといふ方法、もう一つは表敬という形である。大多数の遺族の方はこの表敬を望んでいると、私自身は理解をしている。

それから、靖国神社の国家護持に関して様々な議論があるが、松平前宮司によれば、戦後、「国家護持」という言葉を誰が唱へ出したかは定かではないが、この言葉が非常に誤解を生む一つの原因となり、多数の同胞が戦前の神社運営は総て国家が行い、経常費等までも、ことごとく国費によって経理されていたものと信じ込んで今日に至っている。

これは大きな考え違いであつて、経常費も大部分は奉納金(初穂料・玉串料・寄付金等)、お賽銭、おまもり授与料等、所謂社頭収入によつていたのであつた。

として、神社保管記録の内から、国庫支出の実情について紹介をしている。

この国庫支出金額と社頭収入との比率は時世によつて当然波があつた。たとえば、昭和十七年度と二十年度に於ける比率を示すと、

(年度) (社頭収入) (国庫供進金) (含上百分率)
昭和十七年 約二十九万円 一万三千元 約二・四%

同二十年 約百二十万円 一万千円 約〇・六%

それからまた大きな問題として、いわゆる東京裁判におけるA級戦犯の取り扱いがあった。松平前宮司はA級戦犯も昭和殉難者として合祀するという立場をとり、これに対して「A級戦犯を祀るとは何ごとだ」という世論が多数あった。しかし、松平前宮司は「昭和殉難者靖国神社合祀の根拠」の中で、様々な史料を提示し、連合国側が東京裁判によって判決を下した方々は日本の国内法においては、それは認められていないという立場にあり、神社として他の遺族と同様に合祀申し上げ、お祀りして当然であるとす。

『日本国憲法』の解釈の仕方について、多数の政教問題が惹起されているということの一つの問題は、『憲法』そのものに不備があるのではないかと考える。しかし、日本の伝統に則して、日本国民にあった運用と解釈の方法も十分あり得る。すなわち、この条項に關して『憲法』は改正せずとも、十分その範囲内で我が国において、あるべき宗教の自由は保障できるのである。それは国家が宗教と全く無関係に切り離されるものではなく、宗教団体が一般団体と違った、世俗以外の聖なる領域においてはたす役割が、十分に大切なものなのだという認識が『宗教法人法』の根底にはあるからである。一般のマスコミ等が

こういう問題に対して「宗教法人の優遇税制」というようなことをいうが、それは優遇されているのではなくて、宗教法人に対して当然とられた措置なのである。したがって、『憲法二十条』の第一項には、「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と、また第二項には「何人も、宗教上の行為、祝典儀式又は行事に参加することを強制されない」という条項がある。それは、我が国の長い歴史と伝統で、国家や地方公共団体が宗教的な儀式・行事・祝典を主催したり、拘わたりするケースは当然ある。あるけれども、その儀式等に参加するのを強制してはいけな、とこういう条文だと私は理解をしている。事実、終戦後に宗教的な儀式等が公の主催で執り行われたケースは多々ある。総理大臣の葬儀が仏式や神道式で、公の行事として執り行われている。また、今上陛下の御成婚が昭和三十四年に、「賢所御前の儀」として皇室の伝統に則って執り行われている。これは国事行為として執り行われた唯一の例である。「大嘗祭」については国事行為にはならなかった。私共のこの時の主張は、皇室の伝統に従って国家の重儀として「大嘗祭」を御再考いただきたいというものだった。国事行為を主張しなかった理由は、例えば「大嘗祭」が国事行為になったとすれば、世俗の内閣が

その責任において、伝統的な、極めて神聖なる部分を含んでいる儀式というものをやるということは、非常に問題があるからである。したがって、国の儀式として行う条件として、伝統通り、先例通り、その神事が行われるのであれば、国の儀式をして行われるのも当然であると考ええる。ただし、それを信仰上判別できないという人に、強制をしてはならないという部分が、いわゆる少数者に対する宗教の自由の保障なのである。

昭和五十二年の「津地鎮祭訴訟」の最高裁の判決によれば、「主催をしても、そのこと自身が宗教的な儀式・行事・祝典を主催しても、それがただちに『憲法二十条』第三項において禁止されているところの宗教的活動にあたるかどうか、イコールではない」としている。『憲法二十条』の第二項と第三項について、従来から我々と立場を異にする憲法学者、法学者は、「宗教的な儀式・行事・祝典、即、宗教的活動」という理解の仕方をしてい。しかし、地鎮祭の場合には、これは目的効果基準から見て、宗教的活動にあたりないという判断が出されている訳である。したがって、この最高裁の一つの判決というものもを正確に理解をして行けば、これだけの政教分離に関する問題は起こらないし、起こってくる必要がないのではないかと思う。

【訂正】

前号、年賀広告中で「藤政昭」師を誤って、「藤正昭」師と、また「岡田法順」師を誤って、「岡部法順」師と掲載いたしました。ここに訂正するとともに、つつしんでお詫び申し上げます。

哀悼

瀬辺 淳信（前全仏副会長）
一月二十三日、八十五歳で遷化
前愛知県仏教会会長
守山 良順（元全仏副会長）
一月三十一日、九十一歳で遷化
前浅草寺貫首

事務局録事

一月一

八日 局内会議
十三日 埼玉県佛教会新年会出席
文化庁協議会出席
十四日 法律相談室
十七、二十四日 ネパール現地調査
十八日 同和委員会
二十日 自民党大会出席
二十二日 局内会議
信教の自由に関する委員会

日宗連理事会

二十五日 杉山本願寺総務就任祝賀会出席

二十六日 ルンビニー委員会

二十八日 理事・評議員会、新年懇親会

二十九日 神奈川県仏教会新年会出席

二月一

二日 全日本仏教婦人連盟修正会出席

三日 基本法中央集会出席

四日 局内会議

十日 北之内真龍師追悼会出席

十七日 栃木県仏教会大会出席

十八日 同和委員会・研究会

十九日、二十四日 ネパール現地調査

二十五日 法律相談室

二十六日 局内会議

扇子

山田恵諦会長 ご染筆
(天台座主猊下)

箱入 2,000円

仏旗

- 仏旗（大） たて 140 cm よこ 210 cm 三二、〇〇〇円
- 仏旗（中） たて 90 cm よこ 135 cm 二二、〇〇〇円
- 仏旗（小） たて 70 cm よこ 100 cm 九、三〇〇円
- 手旗 たて 35 cm よこ 50 cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて 90 cm よこ 135 cm 七、四〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4 9 6 5

一九九三年三月一日発行
第三八六号

発行人 旗本宏昌
発行所 財団法人 全日本仏教会

〒一〇五
東京都港区芝公園四一七一四
電話 〇三(三)四二七九二七五